

東邦車輛株式会社 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年7月1日 ～ 2029年6月30日（3年間）

2. 当社の課題

当社においては、以下の課題がある。

- ・ 目標値に向けた有給休暇の取得推進が必要である。
- ・ 全社における女性の参画が少ない状況にある。

3. 目標および取組内容

【目標 1】

仕事と家庭の両立における家庭の役割分担を家庭内で柔軟に行うことができる就業環境づくりのため、有給休暇取得率の目標を75%にする。

（取組内容）

- ・ 2026年7月～ 四半期ごとに取得率の進捗状況を労使で共有する
- ・ 2027年4月～ 取得率の進捗状況を基に管理職への指導を行う

【目標 2】

女性の活躍推進を図るため、従業員数に占める女性の割合を現状の10%から15%まで向上させる。

（取組内容）

- ・ 2026年7月～ 女性応募者の拡大に向けた採用活動を推進する
- ・ 2027年4月～ 新規採用者への育児休職等の制度の周知を徹底し、定着を図る